

市川市公告第 132 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないことから、送達することができませんので地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び市川市税条例（第12号）第18条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課にて保管しておりますので、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 5 月 21 日

市川市長 田中 甲

1. 送達を受けるべき者
氏名又は名称 BARRIGA SASAKI CARLOS RAUL KIOSI
2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 20260515-0101

<注意>

上記書類があなたの手元に届かなくても、地方税法第20条の2第3項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。